

富山市職員措置請求書（30 監第 112 号）に基づく監査の結果（目次）

第 1	請求の受付	
1	請求人	1 頁
2	請求書の提出日	1 頁
3	請求の内容	1 頁
4	監査委員の除斥	2 頁
5	請求書の補正	2 頁
6	請求書の要件審査	3 頁
第 2	監査の実施	
1	監査対象事項及び監査対象部局	3 頁
2	請求人の陳述の聴取及び証拠書類の提出	3 頁
3	関係職員の陳述の聴取	3 頁
4	関係人の調査	3 頁
第 3	監査の結果	
1	事実関係の確認	3 頁
	（1）政務活動費の交付に係る根拠法令等	
	（2）運用指針の見直し	
	（3）既に返還された政務活動費	
2	監査の判断基準	4 頁
3	監査の結果	5 頁
4	結論	9 頁
5	勧告	9 頁
6	意見	10 頁
	別表請求項目一覧	11 頁
	別紙資料	
1	富山市職員措置請求書の補正	1 頁
2	請求人の陳述	4 頁
3	関係職員の陳述	9 頁
4	富山市議会政務活動費の交付に関する条例	10 頁
5	富山市議会政務活動費の交付に関する規則	16 頁
6	富山市議会政務活動費を充てることができる 経費に関する運用指針について	19 頁

富山市職員措置請求書に基づく監査の結果

地方自治法第242条第1項の規定により平成31年3月8日付けで提出された標記のことについて、同条第4項の規定により通知します。

第1 請求の受付

1 請求人 市民が主人公の富山市政をつくる会

2 請求書の提出日

平成31年3月8日

3 請求の内容

請求人から提出された富山市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。なお、請求書については、原文のまま記載し、提出された別表請求項目一覧については、平成31年4月2日付けで請求人から提出された訂正通知書の内容を反映したうえで、文末に添付した。なお、事実を証する書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

第1 請求の要旨

1 請求人

請求人は富山市に住所を置く市民団体である。

2 富山市議会自由民主党による政務活動費の支出及びその違法・不当性

富山市議会自由民主党は、富山市長から政務活動費の支出を受けて支出を行った。しかし、以下に述べるとおり、少なくとも別紙記載の各支出は、同紙記載の理由により、関係法令又は使途基準に反しており、違法・不当な支出である。

3 法令の定め

(1) 地方自治法

地方自治法100条1項では「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる」とある。

同条14項は、政務活動費に関して、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。

この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない」とある。

(2) 条例

富山市議会政務活動費の交付に関する条例8条では「政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する」とある。

(3) 使途基準及び運用指針

富山市議会政務活動費の使途基準及び運用指針では「政務活動費の使途については、…規則第 8 条の規定により、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のも」のに充ててはならない」とある。また、政務活動費から支出が不適当な経費として、「私的な経費、政党活動や政治活動経費、交際費的な経費は不適当」とある。

(4) まとめ

以上の通り、政務活動費は、①富山市政の課題及び富山市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費にのみ使用でき、それ以外に使用することは許されておらず、また、②私的経費や、政党活動・政治活動経費、交際費的な経費にも使用できない。

4 別紙記載の各支出の問題点

別紙記載の各支出の問題点は、別紙の違法・不当な理由欄記載の通りである。政務活動費の広報費に関して違法・不当な支出がある。

白紙領収書を用い、実際には作成していない広報誌印刷代の架空請求などは認められない。

5 怠る事実

以上のとおり、別紙記載の各支出は、いずれも違法・不当な支出であって政務活動費を充てることは許されないから、それに支出された政務活動費は、富山市に返還されるべきものである。このため、富山市は、富山市議会自由民主党に対して別紙記載の各支出に関する政務活動費について、不当利得返還請求権を有する。

にもかかわらず、富山市長が前記不当利得返還請求権を行使していないことは、違法又は不当にその財産の管理を怠っていると認められる。

6 結論

よって請求人は、貴職に対して、富山市長が別紙記載の各支出に対して支出された政務活動費について、富山市議会自由民主党に対する不当利得返還請求その他必要な措置を講ずることを求めることを、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、請求する。

第 2 添付資料

1 事実証明書一式

4 監査委員の除斥

監査委員のうち、富山市議会議員のうちから選任された監査委員 2 人は、地方自治法（以下、「法」という。）第 199 条の 2 の規定により除斥とした。

5 請求書の補正

請求人から提出された富山市職員措置請求書について、請求の要件を具備しているかを判断するにあたって、不明な点があったため、平成 31 年 3 月 18 日付けで文書により請求人に対して違法若しくは不当にあたるとする理由について具体的に示すように補正

を求めた。請求人から平成 31 年 3 月 22 日付けで富山市職員措置請求書の補正（以下、「補正書」という。）が提出され、その補正書については、別紙 1 のとおりである。

6 請求書の要件審査

請求人から提出された富山市職員措置請求書及び補正書（以下、「本件請求」という。）に基づき要件審査を行い、本件請求が法第 242 条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、平成 31 年 3 月 26 日に、同年 3 月 8 日付けでこれを受理することを決定した。なお、60 日間の監査期間については、補正に要した平成 31 年 3 月 18 日から 22 日までの日数分、延長した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、請求人が違法若しくは不当とした支出が不適切な支出であるかどうか、市長が政務活動費の返還請求を怠っているかどうかを監査の対象とした。

監査対象部局については、議会事務局とした。

2 請求人の陳述の聴取及び証拠書類の提出

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 31 年 4 月 3 日に請求人からの陳述の聴取を行った。その内容は、別紙 2 のとおりである。また、請求人は新たな証拠を提出した。

陳述に際しては、法第 242 条第 7 項の規定により、議会事務局の職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

3 関係職員の陳述の聴取

平成 31 年 4 月 3 日に関係職員からの陳述の聴取を行った。その際、法第 242 条第 7 項の規定により、請求人を立ち会わせた。陳述の内容は別紙 3 のとおりである。

4 関係人の調査

請求人が違法若しくは不当と主張している支出について、法第 199 条第 8 項の規定に基づく関係人調査として、議長及び会派代表に対し、政務活動費に係る収支報告書提出の際に添付する「支出に係る領収書等の証拠書類の写し」の提出を求めたほか、本件請求に関する意見について、書面による回答を求めた。また、必要に応じて補充説明や資料の提出を求めるなどして、当該政務活動費の使用の状況について調査を行った。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務活動費の交付に係る根拠法令等

ア 地方自治法

法第 100 条第 14 項「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会に

おける会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」

法第 100 条第 15 項「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」

法第 100 条第 16 項「議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」

イ 富山市議会政務活動費の交付に関する条例（以下、「条例」という。）

別紙 4 のとおり

ウ 富山市議会政務活動費の交付に関する規則

別紙 5 のとおり

エ 富山市議会「政務活動費を充てることができる経費に関する運用指針」について（以下、「運用指針」という。）

別紙 6 のとおり

(2) 運用指針の見直し

市議会においては、政務活動費の支出に当たっての判断基準とするため、平成 17 年 6 月に運用指針を策定して以来、平成 20 年 3 月、平成 25 年 2 月、平成 27 年 6 月に一部改正を行っている。

このうち、平成 25 年 2 月の改正は、地方自治法の一部改正に伴い政務調査費が政務活動費に変更になったことによるものであり、平成 27 年 6 月の改正は（10）事務費においてタブレット端末機が適用となったことによるものである。

(3) 既に返還された政務活動費

請求番号 13「八尾地区広報誌印刷代 8000 部」及び請求番号 14「八尾地域市政報告配布代（一部 20 円×5000 部）」については、「個人発行のため」として、平成 28 年 11 月 2 日付けで、それぞれ支出額の 1/2 にあたる 129,600 円、50,000 円が、返還されていることを確認した。

2 監査の判断基準

政務活動費の前身である政務調査費は、平成 12 年 5 月の地方自治法の一部改正により創設されたものであるが、その趣旨は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、地方議会の役割がますます重要となることから、議会の審議能力を強化し、地方議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため制度化し、併せてその使途の透明性を確保することとしたものである。

その後、平成 24 年 9 月に公布された地方自治法の一部改正により、「政務調査費」は、その名称が「政務活動費」に変更され、調査研究以外の議員活動にも充当できるようになり、併せて、議長は、その使途の透明性の確保に努めるものとされた。国会にお

いても、「政務調査費制度の見直しについては、議員活動の活性化を図るためにこれを行うものであることを踏まえ、その運用につき国民の批判を招くことのないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、使途の透明性の向上が図られるよう、特段の配慮を行うこと」との附帯決議がなされている。

このように、現行の政務活動費制度は、その使途の透明性の確保を前提とし、地方議員の調査活動基盤を充実させ、その審議能力を強化させることで、地方議会の一層の活性化を図るものであり、本市においても政務活動費の交付に関する条例や規則を制定し、また市議会において、それらの運用指針を定めている。本市においても、全会派で協議検討を重ね、共通の申し合わせ事項とされていることから、政務活動費の使途の適否を具体的に判断する際の拠りどころの一つとなるものである。

また、政務活動の在り様については、平成 22 年 3 月 23 日最高裁第 3 小法廷の「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである」旨の判示があり、以降、これに沿った判示が幾多もあることから、政務活動費の支出の適合性に関する判断については、会派及び議員の担う役割、調査研究活動の多様性を考慮すれば、まずは活動の主体である会派及び議員の判断に委ねられるべきであり、そこには広範な裁量が認められるものと解される。

一方、政務活動費が、公金により交付されるものである以上、無制約な支出が許されるものではなく、一般的、外形的な審査により、社会通念上、市政に関する政務活動と何ら関連性がない支出であることが明らかであると判断されるものについては、その支出が、違法若しくは不当なものであるとされるのが相当である。

なお、請求人の違法若しくは不当であるとの主張に対し、合理的な説明がないものについては、当該支出が、違法若しくは不当なものと推認されるべきであるといえる。

3 監査の結果

本件請求に係る支出は、広報費及び資料作成費である。

条例別表及び運用指針において、広報費は「会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費」と規定されており、経費として認められるものとして広報誌などの印刷製本費や広報誌発行等に要するアルバイト賃金などへの支出が例示されている。

また、資料作成費は「会派が行う政務活動に必要な資料の作成に要する経費」と規定されており、経費として認められるものとして政務活動に必要な資料の印刷製本費や事務機器の購入などへの支出が例示されている。

請求人は、複数の支出において「広報誌及び市政報告会資料（以下、「広報誌等」という。）の作成において、内容がほぼ同じであるにもかかわらず、発注先の印刷会社や看板会社が異なることは不自然である。支出年月日が年度末に集中していることで強い共通性がある。広報誌等の一部デザインを変えて使い回している。領収書の但し書きが、会派事務員により加筆されている」ことをもって、当該支出が違法若しくは不当であるとの

主張をしている。

それらに対し、会派からは、「広報誌等の発注先の選定については、各議員の裁量に委ねていた。会派で作成した広報誌等の内容やデザインについて、よりよい広報誌等となるよう各議員において活用することは問題なく、同様に他の議員が作成した広報誌等を参考とすることも問題はないと考える。政務活動費を有効に活用するため、積極的に広報誌を発行し、政務活動を広く市民に知らせてきた。指摘のあった発行時期については、任期満了に伴い、これまでの政務活動の成果や議会での議論をより積極的に広報するため、集中したものと考える」との説明がされた。

また、領収書の但し書きについては、「議会事務局から領収書の但し書きに必要事項を記載するよう指導がされていたため、但し書きの記載がない領収書が提出された場合、会派事務員がそのことに配慮して記載したものである」との説明がされた。

運用指針において、広報誌の発行時期や業者の選定方法についての定めはなく、また会派からの説明について特段不合理な点は認められなかった。

以下、請求番号に示された個別の主張について検討する。

・請求番号1「広報誌印刷代（5,000枚）」については、平成31年3月27日付けで、富山市長が富山市議会自由民主党会派に対して当該支出が適正であると認められないとして、政務活動費の返還を求めており、市長が怠る事実がない。

・請求番号2「広報誌印刷代（8,000部）」において、請求人は、「支出伝票に添付の領収書は、市田元市議の政務活動費返還にかかわった印刷業者と同じ業者のものなので、精査すべき」との主張をしている。

それに対して、会派から印刷会社の金銭収受等が分かる疎明資料が提出された。

疎明資料には特段不合理な点は見受けられなかった。

・請求番号3「広報誌作成印刷（4,000部）及び配布代」において、請求人は、「2017年7月7日付けで、市民が主人公の富山市政をつくる会が行なった監査請求では、金厚有豊議員がかかわった政務活動費について、4件、全額が「運用指針に合致しない」として返還勧告の対象となっている。今回の政務活動費請求と業者が同じであり、印刷代と配布代をセットにしていることなど、請求の態様が酷似しており、違法若しくは不当に当たる高度の蓋然性がある」と主張している。

それに対して、会派からは、「前回返還したのは、後援会活動のお知らせと捉えられる内容が多くあったからで、実際に印刷したものであり虚偽の請求書及び領収書ではない」との説明があった。また、会派から成果品及び印刷会社の金銭収受等が分かる疎明資料が提出された。

会派からの説明及び提出された疎明資料には特段不合理な点は見受けられなかった。

・請求番号4「広報誌印刷代（7,000部）」において、請求人は、「領収書のナンバーや請求書及び請求明細書に印刷物のサイズ、刷り色等の記載がない」ことをもって、当該支出が違法若しくは不当であるとの主張をしている。

それに対して、会派からは、「領収書のナンバーは、領収書発行者が記載していないものである。請求書及び請求明細書に印刷のサイズ、刷り色等の記載までは求められていなかった」との説明があった。また、会派から印刷会社の金銭収受等が分かる疎明資料が提出された。

会派からの説明及び提出された疎明資料には特段不合理な点は見受けられなかった。

・請求番号5「広報誌印刷代(4,000部)」において、会派からは、「印刷会社から、成果品を印刷した事実がないとの回答を受けた」との説明があり、広報誌を印刷した事実は認められなかった。

・請求番号6「広報誌印刷代(7,100部)」において、請求人は、「支出伝票に添付の領収書は、市田元市議の政務活動費返還にかかわった印刷業者と同じ業者のものなので、精査すべき」との主張をしている。

それに対して、会派から印刷会社の金銭収受等が分かる疎明資料が提出された。

疎明資料には特段不合理な点は見受けられなかった。

・請求番号7「市政報告会用資料500部作成および式次第作成代」において、請求人は、「式次第が添付されていないことや「富山市議会自由民主党市政報告会のご案内」の文書は、実際に配られたものではないと考えられる」ことから、当該支出が違法若しくは不当であると主張している。

それに対して、会派からは、「式次第は業者が模造紙に直筆で書いたものであり、現物は処分されたため、添付がない。「富山市議会自由民主党市政報告会のご案内」の文書については、議会事務局から開催場所が分かる資料の添付を求められたため、会派事務員が作成したもので配布されたものではない。点検した際に、開催案内にある開催場所が誤っていたので、平成28年8月30日に訂正した」との説明があった。会派から、委託業者に依頼した際の式次第案、会場となった自治公民館の使用についての市政報告実施報告書及び一部であるが当時の議事録などの疎明資料が提出された。

会派からの説明及び提出された疎明資料には特段不合理な点は見受けられなかった。

・請求番号8「広報誌印刷代(6,000部)」において、請求人は、「支出伝票に添付の領収書は、市田元市議の政務活動費返還にかかわった印刷業者と同じ業者のものなので、精査すべき」との主張をしている。

それに対して、会派から印刷会社の金銭収受等が分かる疎明資料が提出された。

疎明資料には特段不合理な点は見受けられなかった。

・請求番号9「広報費(整理番号260848)」において、請求人は、「支出内容及び積算根拠に印刷部数も印刷単価もないことや領収日が土曜日である」ことなどをもって、当該支出が違法若しくは不当であると主張している。

それに対して、会派からは、「支出内容及び積算根拠に記載がないのは、記載漏れであり、土曜日は印刷会社の通常の営業日である」との説明があった。また、会派から印刷会社の金銭収受等が分かる疎明資料が提出された。

会派からの説明及び提出された疎明資料には特段不合理な点は見受けられなかった。

・請求番号 10「広報誌 11 月号 6,000 枚+配布代 5,000 枚+消費税」において、請求人は、「領収書の宛名の会派名がゴム印であることや実際には配布されたものではないと考えられる」ことから、当該支出が違法若しくは不当であると主張している。

それに対して、会派からは、「議会事務局から領収書の宛名が個人名であるとの指摘を受け、会派事務員がゴム印を押したものであり、広報誌は会派が政策の視点・教育委員会のサポート体制の充実など広く市民に知らせる目的で発行しているので、共通のデータを有効利用したものである。配布地域は婦中町古里、神保、朝日、音川、八尾町井田である」との説明があった。また、会派から印刷会社の金銭収受等が分かる疎明資料が提出された。

会派からの説明及び提出された疎明資料には特段不合理な点は見受けられなかった。

・請求番号 11「広報誌印刷代・配送代」において、請求人は、「領収書のナンバーや請求書及び請求明細書に印刷物のサイズ、刷り色等の記載がない」ことをもって、当該支出が違法若しくは不当であるとの主張をしている。

それに対して、会派からは、「領収書のナンバーは領収書発行者が記載していないものである。請求書及び請求明細書に印刷のサイズ、刷り色等の記載までは求められていなかった。広報誌については大沢野地域に配布した」との説明があった。また、会派から印刷会社の金銭収受等が分かる疎明資料が提出された。

会派からの説明及び提出された疎明資料には特段不合理な点は見受けられなかった。

・請求番号 12「広報誌印刷代（1部 30 円×5,000 部+消費税）」において、請求人は、「領収書のナンバーや請求書及び請求明細書に印刷物のサイズ、刷り色等の記載がない」ことをもって、当該支出が違法若しくは不当であると主張している。

それに対して、会派からは「領収書のナンバーは領収書発行者が記載していないものである。請求書及び請求明細書に印刷のサイズ、刷り色等の記載までは求められていなかった。広報誌については八尾地域に配布した」との説明があった。

また、会派から「支出伝票に添付されている資料が実際の印刷物と異なっていた」との説明があり、実際の成果品の写し及び印刷会社の金銭収受等が分かる疎明資料が提出された。

疎明資料から、広報誌印刷の事実とともに、個人発行のものであることを確認した。運用指針において、「各議員が発行する広報費（市政報告書）の経費（印刷費、コピー代、送料等）は、1/2 を上限とする」と定められていることから、その費用の全額を政務活動費で支出することは認められない。

・請求番号 13「八尾地区広報誌印刷代 8000 部」において、会派から、「支出伝票に添付されている資料は実際に印刷したものとは異なっている。平成 28 年に点検した際に、誤りに気付いて既に訂正済みである」との説明があった。また、会派から政務活動費訂正箇所等報告書、返還の際に提出した成果品の写し、印刷会社の金銭収受等が分かる疎明資

料が提出された。

会派からの説明及び提出された疎明資料には特段不合理な点は見受けられなかった。

・請求番号 14「八尾地域市政報告配布代（一部 20 円×5000 部）」において、請求人は、「実際に配布されたものではないと考えられる」と主張している。

それに対して、会派からは、「配布地域は八尾地域の杉原、保内、八尾地区である」との説明があり、疎明資料として政務活動費訂正箇所等報告書が提出された。

会派からの説明及び提出された疎明資料には特段不合理な点は見受けられなかった。

・請求番号 15「婦中地区広報誌印刷代及び配布代」において、請求人は、「配布代の根拠が不明であること、印刷部数が 10,000 部・配布部数が 9,000 部に増えたこと、印刷物にずれがある」ことをもって、当該支出が違法若しくは不当であると主張している。

それに対して、会派から 2 種類の広報誌の提示があり、「広報誌は速星校区に配布したが、配布代については、企業の判断であり、妥当であると考えている。実際の印刷については、写真入りで 9,000 枚、それ以外で 1,000 枚印刷した」との説明があった。また、会派から 2 種類の成果品の写し及び印刷会社の金銭收受等が分かる疎明資料が提出された。

会派からの説明及び提出された疎明資料には特段不合理な点は見受けられなかった。

・請求番号 16「広報誌印刷代」において、請求人は、「支出年月日と請求書の日付が 3 月 20 日、領収書が 3 月 25 日である」ことをもって、当該支出が違法若しくは不当であると主張している。

それに対して、会派からは、「3 月定例会分を広報誌に掲載するために、議案書や委員会資料が届いた段階で製作に入った。平成 26 年 3 月 20 日に請求書が届いたので、会派事務員に先払いしてもらい、現金を預かり 25 日に支払った。印刷物 5,000 部は婦中地域中心に配った」との説明があった。また、会派から成果品及び印刷会社の金銭收受等が分かる疎明資料が提出された。

会派からの説明及び提出された疎明資料には特段不合理な点は見受けられなかった。

4 結論

(1) 以上のとおり、請求番号 5 (259,200 円)、12 の一部 (81,000 円) については、政務活動費の運用指針に合致しない支出であるといわざるを得ないことから、法第 242 条第 4 項の規定に基づき、富山市長に対し必要な措置を講じるよう勧告する。

(2) その余の請求については、棄却する。

5 勧告

平成 31 年 3 月 8 日に請求人から法第 242 条第 1 項の規定により提出された、富山市長に対する措置請求について、同年 3 月 26 日にこれを受理し監査を実施した結果、本件監査請求の対象とされた平成 25 年度から平成 27 年度に交付された富山市議会政務活動費の一部に運用指針に合致しない支出があると判断したので、法第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり勧告する。

- (1) 富山市議会自由民主党会派に対し、340,200円及びこれに対する条例第9条第1項の規定による収支報告書が議長に提出された日の翌々日から返還の日まで年5分の割合によって算定した額を富山市に返還するよう求めるなど必要な措置を講じられたい。
- (2) 上記の措置は、令和元年5月24日までに行われたい。
- (3) 措置を講じられたときは、法第242条第9項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

6 意見

監査の結果については以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のとおり意見を述べることとする。

政務活動費の使途の透明性を確保するため、富山市議会議長から数度にわたり、各会派に対し、政務活動費の実績報告について調査・点検、再調査の指示があったにも拘らず、印刷実態が確認できない支出が判明したということは今までの調査、点検が不十分であったといわざるを得ない。

また、会派としての活動を市民に知らせるため、個々の議員が同じ内容の広報誌の発行を別々の事業者に依頼していたことや印刷代等の価格が異なっていたことなどが、疑念を生じさせたものである。

今後、各会派は、平成29年3月に新たに策定された運用指針の周知徹底と遵守に努めるとともに、政務活動費の財源が市民の税金であることを自覚し、経済性や費用対効果も考慮した効率的な執行に努め、より一層、住民福祉の向上に取り組まれたい。

別表 請求項目一覧

関連	請求番号	費目	整理番号	支出年月日	領収書日付	金額	支出内容・積算根拠	領収書発行元	違法不当な理由	議員名
	1	広報費	250742	H26.3.31	H26.3.26	205,000	広報誌印刷代(5,000枚) 積算根拠 5,000枚×41円	一久堂印刷 株式会社	①村上議員が書類送検された支出伝票と認めており、架空請求の疑い。 ②村上議員は、この印刷業者から白紙の領収書を受け取り、手前で金額等を書き込んだことを認めている。 ③但し書きが、自民党会派事務員の筆跡で書き加えられている。	村上和久市議
A	2	広報費	260654	H27.1.29	H27.1.28	518,400	広報誌印刷代(8,000部) 8,000部×60円×消費税	株式会社 オダケ印刷社	①領収書の日付及び但し書きの後半が、会派事務員によって加筆されている。 ②この印刷業者の領収書が添付された支出伝票で、市田元市議が不正で返還したものが複数あるので、精査すべき。	不明
	3	広報費	260670	H27.2.2	H27.1.31	520,000	広報誌作成印刷及び配布代(印刷費1部60円4,000部)+配布代(290,000円)+管理諸経費(15,900円)-値引き(25,900円)	株式会社計画 創造	①この業者は金厚有豊市議の虚偽請求で既に返還した支出伝票に添付されていた虚偽の請求書及び領収書を作成していたので、精査すべき。	不明
	4	広報費	260674	H27.2.5	H27.2.5	491,400	広報誌印刷代(7,000部) 7,000部×65円×消費税	㈱橋本写真製 版社	①添付された「広報誌」及び「市政報告会資料」の内容がほとんど同じもの(「市政報告会」のタイトル及び「目次」の一部のみ変えてある)であるが、それぞれ異なる印刷業者や看板業者の領収書が添付されているのは不自然。②同内容で、すでに返還されたものが2件ある(別紙)	不明
	5	広報費	260712	H27.2.18	H27.1.31	259,200	広報誌印刷代(4,000部) 4,000部×60円×消費税	株式会社協立 印刷	領収書の筆跡がすべて会派事務員の筆跡であり、白紙の領収書を使った疑いがある。	不明
	6	広報費	260784	H27.3.9	H27.2.3	461,500	広報誌印刷代(7,100枚) 7,100部×65円	株式会社 オダケ印刷社	①領収書の日付、但し書きの後半が、会派事務員によって加筆されている。 ②この印刷業者の領収書が添付された支出伝票で、市田元市議が返還したものが複数あるので、精査すべき。	不明
	7	資料作成費	260788	H27.3.10	H27.3.10	86,400	市政報告会用資料500部作成代および式次第作成代 積算根拠 500部×140円=70,000円+次第10,000円+消費税	タカ企画	①領収書の但し書きが、会派事務員により加筆されている。 ②「式次第」が添付されていない。 ③「富山市議会自由民主党市政報告会のご案内」文書は、連絡先も何もなく、「報告会」で「講師」というのも不自然。実際に配られたものではないと考えられる。	横野 昭 市議
	8	広報費	260792	H27.3.13	H27.3.2	390,000	広報誌印刷代(6,000部) 6,000部×65円	株式会社 オダケ印刷社	①領収書の日付及び但し書きの後半が、会派事務員によって加筆されている。 ②この印刷業者の領収書が添付された支出伝票で、市田元市議が返還したものが複数あるので、精査すべき。	不明
	9	広報費	260848	H27.3.31	H27.3.28	690,428	702,000円のうち(11,572円打ち切り)	㈱橋本写真製 版社	①支出内容及び積算根拠に、印刷部数も印刷単価もない。 ②領収書の日付が「後なせ」されているのは不自然。 ③領収日は土曜日で、不自然。 ④領収書の但し書きの一部が消えている。 ⑤請求書にも、何を何部刷ったのか一切記載がないのは不自然。	不明
	10	広報費	260540	H26.12.24	H26.12.22	291,384	広報誌11月号6,000枚+配布代5,000枚+消費税 積算根拠 一部28.3円×6,000枚 配布代一部20円×5,000枚+消費税	株式会社 ながたに印刷	①添付されている「広報誌」 ①領収書の但し書きが、会派事務員の筆跡に似ている。 ②領収書の宛名の「富山市議会自由民主党」がゴム印なのはおかしい。 ③領収書の筆跡が自民党会派の元事務員の筆跡ではないか。 ④添付されている「広報誌」は、上記260393の谷口元市議が返還した「広報誌」と同じ内容で、1ページ目だけ谷口氏のものどデザインを差し替えて使い回しされている。記事中の「一般質問」は高田重信氏の質問の一部である。このようなものを横野議員が5,000枚も配る意味が不明であり、実際に配布されたものではないと考えられる。	横野 昭 市議

別表 請求項目一覧

関連	請求番号	費目	整理番号	支出年月日	領収書日付	金額	支出内容・積算根拠	領収書発行元	違法不当な理由	議員名
B	11	広報費	260578	H27.1.19	H26.11.30	351,000	広報誌印刷代一部25円の10,000部 配送代一部15円5,000部+消費税 残りは次回配布	㈱橋本写真製 版社	は、上記 260393の谷口 元市議が返還 した「広報誌 (別紙)」と同じ 内容で、1ページ 目だけ谷口 氏のものとしてデ ザインを変えて使 い回されている。 ①領収書の但し書き後半が、会派事務員により加筆されている。 ②領収書にナンバーがない。 ③請求書、請求明細書に、印刷物のサイズ、刷り色等の記載がない。 ④添付されている「広報誌」は、上記260393の谷口元市議が返還した「 <u>「広報誌」と同じ内容で、1ページ目だけ谷口氏のものとしてデザインを差し替えて使い回されている。記事中の「一般質問」は高田重信氏の質問の一部である。このようなものを他の議員が5,000枚も配るとは考えられず、実際に配布されたものではない疑いがある。</u>	不明
	12	広報費	260597	H27.1.21	H26.12.1	162,000	広報誌印刷代(一部30円×5,000部+消費税)	ヤツオ印刷	①領収書の但し書き後半が、会派事務員により加筆されている。 ②領収書にナンバーがない。 ③請求書に、印刷物のサイズ、刷り色等の記載がない。 ④添付されている「広報誌」は、上記260393の谷口元市議が返還した「 <u>「広報誌」と同じ内容で、1ページ目だけ谷口氏のものとしてデザインを差し替えて使い回されている。記事中の「一般質問」は高田重信市議の質問の一部である。このようなものを他の議員が5,000枚も配るとは考えられず、実際に配布されたものではない疑いがある。</u>	不明
C	13	広報費	270556	H28.1.15	H27.12.14	259,200	八尾地区 広報誌印刷代8,000部+消費税	ヤツオ印刷	添付されている 「広報誌」は、 谷口元市議の 「広報誌(スクラ ム通信)」が使 い回されている。 ①添付されている「広報誌」は、「 <u>地域の方々とスクラムを組んで</u> 」と入っ ている谷口元市議が不正請求に使っていたものと同じ。このようなものを他 の議員が八尾地区に5,000枚も配るとは考えられず、実際に配布されたも のではないと考えられる。	不明
	14	広報費	270615	H28.2.1	H28.1.31	100,000	八尾地域市政報告配布代(一部20円×5000 部)	不明		
	15	広報費	270414	H27.11.10	H27.11.4	578,880	婦中地区広報誌印刷代及び配布代 積算根拠 印刷代(1部32円×10,000部+消費税) 345,000円 配布代(1部24円×9,000部+消費税)233,280 円	株式会社なか たに印刷	①配布代の根拠が不明。上記請求番号12(伝票整理番号260540)は同じ印刷業者である が、「配布代1部20円」とされており、整合性がない。 ②上記請求番号12(伝票整理番号260540)では印刷部数6,000部・配布代5,000部だった が、この請求では倍近くに増えているのはなぜか。 ③添付されている「広報誌」には議員の名前も顔写真もなく、このようなものを議員が9,000 枚も配ったとは考えられず、実際に配布されたものではないと考えられる。 ④1ページ目のレイアウトが、上の枠と下の記事との左右があっておらず、デザインとして 不自然。本当は議員の名前や顔写真の入った部分を加工して、添付したのではないか。	不明
	16	広報費	250708	H26.3.20	H26.3.25	367,500	広報誌印刷代	株式会社計画 創造	①「 <u>「広報誌」には、平成26年3月定例会が24日まで開かれ、可決した議案などと記載がある が、支出年月日と請求書の日付が3月20日、領収書が3月25日であり、不自然。</u> ②この業者は金厚有豊市議の虚偽請求で既に返還した支出伝票に添付されていた虚偽の 請求書及び領収書を作成していたので、精査すべき。	不明

別紙1 富山市職員措置請求書の補正

請求番号	補正を要する事項	補正内容	証する書類等
1	(1) 村上議員が白紙の領収書を受け取り、自身で金額等を記載した事実を示す具体的な書類		(1) 北日本新聞2019年1月31日付け記事の写し 「領収書は白紙のままもらい、印刷会社の社長の了解を得た上で議長側で記入していた」との記述がある。
2	(1) 「(中略)それぞれ異なる印刷業者や看板業者の領収書が添付されているのは不自然」とあるが、そのことが違法若しくは不当にあたるとする具体的な理由とそれを証する書類 (2) 「領収書の日付及び但し書きの後半が、会派事務員によって加筆されている」ことや、「印刷業者の領収書が天付された支出伝票で、市田元市議が不正で返還したものが複数あるので、精査すべき」とあるが、そのことが違法若しくは不当にあたるとする具体的な理由とそれを証する書類	(1) 同じ内容の印刷物を異なる業者に発注することは通常あり得ない。同じ版下を使う方が安価で印刷できるのは自明のことである。 請求番号2から9は、添付資料が一部を除き同じ内容であること、支出年月日が政務活動費の支出期限である2016年度末に集中していることで強い共通性があることに留意すべきである。 (2) 市田氏は、酷似した印刷物を添付して受け取った政活費を返還している(2018.1.25)。返還した理由は明らかにしていないが新聞は「架空請求などで」と書いている。	(2) 類似の印刷物を添付して受け取った政活費を返還した支出伝票を2件提出する。この2件も2016年度末の支出である。 返還日2018.1.25 整理番号260675 市田龍一元市議 518,400円 整理番号260773 岡村耕三元市議 589,680円 及び翌日(2018.1.26)の北日本新聞記事の写し。 この記事では「自民党会派は(中略)元市議が架空請求などで受け取った額を返還したと発表」とある。
3	(1) 請求番号2の(1)に同じ (2) 「この業者は金厚有豊市議の虚偽請求で既に返還した支出伝票に添付されていた虚偽の請求書及び領収書を作成していたので精査すべき」とあるが、そのことが、違法若しくは不当にあたるとする具体的な理由	(1) 請求番号2の補正内容(1)に同じ (2) 2017年7月7日付で、市民が主人公の富山市政をつくる会(略称「市民の会」)が行なった監査請求では、金厚有豊議員がかかわった政務活動費について、4件、全額が「運用指針に合致しない」として返還勧告の対象となっている。(請求番号18、19、20、21) 今回の政務活動費請求と業者が同じであり、印刷代と配布代をセットにしていることなど、請求の態様が酷似しており、違法若しくは不当に当たる高度の蓋然性がある。	(2) 2017年9月6日付け北日本新聞の記事と金厚市議が返還した支出伝票4件のうちの1件の写し。
4	(1) 請求番号2の(1)に同じ (2) 領収書にナンバー、「ご入金明細」の記入がないことや、請求書、請求明細書に印刷物のサイズ、刷り色等が記載されていないことなど(①~④)が違法若しくは不当にあたるとする具体的な理由と、それを証する書類	(1) 請求番号2の補正内容(1)に同じである (2) 本来記入しなければならないことを省いていいということにはならない。	
5	(1) 請求番号2の(1)に同じ (2) 「領収書の筆跡がすべて会派事務員の筆跡であり、白紙の領収書を使った疑いがある」とあるが、その事実が確認できる書類	(1) 請求番号2の補正内容(1)に同じである (2) 自民党会派事務員による領収書への加筆は、政活費を不正取得するための重要な手口であったと考えられる。 県警による書類送検には現、元市議6人に加えて事務員2人が含まれていることを想起されたい。報道によれば、「偽りの内容であることを知りながら領収書を作るなどして不正を手助けしたとするほう助容疑で、会派事務員の女性(59)と元事務員の女性(69)も書類送検した。(2019年1月31日付け北日本新聞)。	(2) 2019年1月31日付け北日本新聞記事の写しを提出する。
6	(1) 請求番号2の(1)に同じ (2) 「印刷業者(株式会社オダケ印刷社)の領収書が添付された支出伝票で市田元市議が返還したものが複数あるので、精査すべき」とありますが、このことが違法若しくは不当にあたるとする具体的な理由	(1) 請求番号2の補正内容(1)に同じ (2) 2018年1月25日、自民党会派が市に返還した10,970,029円(利息を除く)の中に、市田元市議がオダケ印刷社の領収書を使用して得た政務活動費・政務調査費4件分655,320円が含まれている。市田元市議は当該4件について、返還すべき理由があるから返還したのである。従ってこの業者の領収書による政活費請求は精査を要する理由がある。	(2) 2018.1.26付け北日本新聞の記事(請求番号2で提出したものと同じ記事)を提出する。
7	(1) 請求番号2の(1)に同じ (2) 領収書の但し書きが、会派事務員によって加筆されいることなど(①②)が違法若しくは不当にあたるとする具体的な理由 (3) 「富山市議会自由民主党市政報告会のご案内」文書は、連絡先も何もなく、「報告会」で不自然とあるが、このことが違法若しくは不当にあたるとする具体的な理由とそれを証する書類 (4) この支出による印刷物が「実際に配られたものではないと考えられる」とする、その事実を確認できる書類	(1) 請求番号2の補正内容(1)に同じ (2) 請求番号5の補正内容(2)と同じ。 (3) 市政報告会の案内文書及び添付されている印刷物が、事務員が事情を知りながら作成・編集したものであれば違法・不当である。	(2) (3) 2019年1月31日付け北日本新聞の記事の写しを提出する。 (4) 配布されていないことを証するのは不可能と考える。

請求番号	補正を要する事項	補正内容	証する書類等
8	<p>(1) 請求番号2の(1)と同じ (2) 「領収書の日付、但し書きの後半が、会派事務員によって加筆されていることや、印刷業者の領収書が添付された支出伝票で、市元市議が返還したものが複数あるので精査すべき」の違法若しくは不当にあたるとする具体的な理由とそれを証する書類</p>	<p>(1) 請求番号2の補正内容(1)と同じ (2) 請求番号6の補正内容(2)と同様である。</p>	<p>(2) 請求番号6の証する書類等(2)と同様である。</p>
9	<p>(1) 請求番号2の(1)と同じ (2) 支出内容及び積算根拠に印刷部数も印刷単価もないことなど(①～②)が違法若しくは不当にあたるとする具体的な理由とそれを証する書類 (3) 請求書にも、何を「何部刷ったのか記載されていないことが違法若しくは不当にあたる」とする具体的な理由とそれを証する書類。</p>	<p>(1) 請求番号2の補正内容(1)と同じ (2) (3) 請求番号4の補正内容(2)と同様である。</p>	
10	<p>(1) 領収書の但し書きが会派事務員の筆跡に似ていることなど(①～③)が違法若しくは不当にあたるとする具体的な理由とそれを証する書類 (2) 「添付されている「広報誌」は、谷口元市議が返還した「広報誌」とおなじ内容で、(中略)記事中の「一般質問」は高田重信氏の質問の一部である」としているが、このことが違法若しくは不当にあたるとする具体的な理由とそれを証する書類。 (3) 「(市政報告が)実際に配布されたものではないと考えられる。」としているが、その事実が確認できる書類</p>	<p>(1) 請求番号7の補正内容(2)(3)と同様である。 (2) 添付されている印刷物は、2018年1月25日に谷口元市議が返還した政治費に含まれている、整理番号260393の添付印刷物とほぼ同じものであり、疑問は払拭できない。</p>	<p>(1) 請求番号7の証する書類等(2)と同様である。 (2) 谷口元市議が返還した整理番号260393の支出伝票と添付印刷物。 2018年1月26日付け北日本新聞の記事。 (3) 配布されていないことを証するのは不可能と考える。</p>
11	<p>(1) 領収書の但し書き後半が、会派事務員によって加筆されていることや請求書、請求明細書に印刷物のサイズ、刷り色等が記載されていないことなど(①～③)が違法若しくは不当にあたるとする具体的な理由とそれを証する書類 (2) 「添付されている「広報誌」は、谷口元市議が返還した「広報誌」とおなじ内容で、(中略)記事中の「一般質問」は高田重信氏の質問の一部である」としています。が、このことが違法若しくは不当にあたるとする具体的な理由とそれを証する書類。 (3) 「(中略)実際に配布されたものではない疑いがある」とあるがその事実が確認できる書類</p>	<p>(1) 請求番号10の補正内容(1)と同様である。 (2) 請求番号10の補正内容(2)と同様である。</p>	<p>(3) 配布されていないことを証するのは不可能と考える。</p>
12	<p>(1) 但し書きが加筆されていないが、誤りではないか。 (2) 領収書にナンバーがないことや請求書に印刷物のサイズ、刷り色等が記載されていないことが違法若しくは不当にあたるとする具体的な理由とそれを証する書類。 (3) 「添付されている「広報誌」は、谷口元市議が返還した「広報誌」とおなじ内容で、(中略)記事中の「一般質問」は高田重信氏の質問の一部である」としているが、このことが違法若しくは不当にあたるとする具体的な理由とそれを証する書類。 (4) 「(中略)実際に配布されたものではない疑いがある」とするが、その事実が確認できる書類。</p>	<p>(1) ご指摘のとおり、誤りであるので訂正する。 (2) 本来記入しなければならないことを省いていいということにはならない。 (3) 請求番号10の補正内容(2)と同様である。</p>	<p>(4) 配布されていないことを証するのは不可能と考える。</p>

請求番号	補正を要する事項	補正内容	証する書類等
13	(1) 「添付されている「広報誌」は、谷口元市議の「広報誌(スクラム通信)」が使い回しされている」としているが、それが違法若しくは不当にあたるとする具体的な理由とそれを証する書類	(1) 同じ内容の印刷物を異なる業者に発注することは通常あり得ない。同じ版下を使う方が安価で印刷できるのは自明のことである。	(1) 自民党会派が2018年1月25日に返還した件の支出伝票と印刷物の写し2件を提出する。いずれも本件の添付印刷物と同じものが添付されている。
14	(1) 「(中略) 八尾地区に5000枚も配るとは考えられない」とするが、その事実が確認できる書類。		(3) 配布されていないことを証するのは不可能と考える。
15	(1) 配布代の根拠が不明なことなど(①②)が違法若しくは不当にあたるとする具体的な理由とそれを証する書類 (2) ①②で引用している請求番号12は、請求番号10の間違いではないか。 (3) 「(中略) 実際に配布されたものではないと考えられる」としているが、その事実が確認できる書類 (4) 「1ページ目のレイアウトの左右が不揃いなこと」の具体的な説明	(1) 請求番号10と同じ業者であるが配布代が異なっている。 (2) ご指摘の通り、請求番号10の間違いなので訂正する。 (4) 「市政報告」写真の左側線の位置が」下の文章の位置と合わない。切り張りして作成したことを強く疑わせる。	(3) 配布されていないことを証するのは不可能と考える。
16	(1) 「この業者は金厚有豊市議の虚偽請求で既に返還した支出伝票に添付されていた虚偽の請求書及び領収書を作成していたので精査すべき」とあるが、そのことが違法若しくは不当にあたる具体的な理由とそれを証する書類。	(1) (2) 2017年7月7日付で、市民が主人公の富山市政をつくる会(略称「市民の会」)が行なった監査請求では、金厚有豊議員がかかわった政務活動費について、4件、全額が「運用指針に合致しない」として返還勧告の対象となっている。(請求番号18、19、20、21) 今回の政務活動費請求と業者が同じである。 また、支出伝票と請求書の日付である平成26年3月20日は添付されている印刷物の内容と整合していない。このことは添付資料が別物であることを強く疑わせる。	(1) 請求番号3の証する書類等(2)と同じ。

別紙2 請求人の陳述（市民が主人公の富山市政をつくる会）

私は、今回監査請求をしております「市民が主人公の富山市政をつくる会」、「市民の会」と言っておりますが、そこの市民の会の代表委員を務めております、高野善久でございます。

それでは、私の方から3月8日付けでしました住民監査請求について、補足といえますか補充の陳述を行いたいと思います。

まず、今度の市民の会の監査請求というのは、実は3回目になります。1回目は2017年7月7日と、2回目は2018年1月22日であります。それぞれ富山市で大問題になりました市議会議員による政務活動費不正取得問題に関する監査請求でありました。過去2回の監査請求では、請求件数にしまして48件、金額にしまして、合わせて11,944,827円の請求をしましたが、その中で監査をしていただきました結果、件数で20件、金額で3,266,945円の返還勧告をしていただきました。その結果、その全額が富山市の方に返還をされたというふうに通知を聞いております。

今回の監査は16件、2013年度から2015年度の広報費及び資料作成費に関わるものでありまして金額にして5,732,292円であります。この16件の中にはこの間市民の批判を受けまして、相次いで市議会議長を辞職されました2人の現職市議会議員の方の関係するものが3件含まれています。それ以外の項目につきましては氏名を特定することができませんでした。監査委員におかれましては、厳正な審査をされまして適正な支出であったかどうか氏名を含めて、明らかにされますようお願いしたいと思います。

今回の監査請求ではですね、異なる業者の領収書でありながら成果物としては同じ印刷物を添付して政務活動費を取得するという普通で考えれば、これは、架空あるいは水増し請求としか考えられない。きわめて悪質なもの、しかも組織的にやらないとこれはできないというふうに思われる、そういうものが含まれております。政務活動費の支出にあたって、審査をするにあたりましては、その担当の請求をされました会派の裁量を尊重するのはもちろんこれは当然でありますけれども、違法あるいは不当な請求を見逃すということとは、これは問題が違ってくるというふうに考えております。審査するにあたって書類の外形上の要件、それが整っておればよしとするのか、中には、ほとんど外形上の形も整っていないものもありますけれども、そういうことではなくて、そういうことでなくてですね、市議会全体で現在までに6,464万相当の税金が市に返還されているという、そういう現実があるわけでありまして中身に適正な形で踏み込んだ監査をお願いしたいというふうに考えているわけでありまして。

次に今回の監査請求にあたりまして16項目についてこちらの方から現在考えている問題点の指摘を行いたいと思います。まず、請求番号の1番であります。この1番は先に市議会議長を辞職されました村上和久議員に関わるものであります。費目が広報費、支出年月日が平成26年3月31日、領収書の日付が平成26年3月26日、金額にして205,000円と

いうものであります。実は、この請求項目につきましては、村上さんは今年の1月30日に富山県警察本部から富山地方検察庁に詐欺あるいは公文書偽造の罪で書類送検をされている中に含まれているものであります。村上さんは記者会見等で、私は無実であると、お金も返さないというようなことをおっしゃっておるようでありますけども、書類送検をされているということは、そこにやはり犯罪性があるということを警察が認めていたわけなので、これについて、きちんとしっかりと監査をしていただきたいというふうに思っております。この村上さんが使われました領収書は一久堂印刷という、そういう印刷会社なんですけども現在はこの会社は、営業はしていないということを聞いています。実はこの村上さんがこの領収書を使われました平成26年時点においても、もう既に廃業しておられたのではないかとこのように私たちは考えています。もしそうであるとすれば、実際に営業をしていない架空の会社ですね、それに印刷を頼んで領収書を付けたということになるわけで、これは通常では非常に考えられない、そういうことではないかというふうに思っています。その一久堂印刷の領収書を、当時のほかの議員に渡したのかどうかという質問については、村上さんは、肯定も否定もしないということを答えておられるようであります。ちなみにこの当時ですね、一久堂印刷の領収書を使って、政務活動費を取得されました谷口元市議会議員につきましては3件にわたって、これは不適切だったというふうに考えられたんでしょね、平成30年1月25日に富山市に返還をしておられます。このことを参考までに申し上げておきたいと思っております。

次に、請求番号の2番から9番であります。2番から9番といいますのは、請求番号7番が資料作成費でありますけども、それ以外はすべて広報費であります。それで、2番から9番というのは大きな特徴、共通する特徴があります。何かというと、支出伝票に添付されています成果物ですね、印刷物が非常に酷似をしているという、よく似ているということでもあります。参考までに私、こういうものを作って、監査委員さんにできるだけ分かりやすく見ていただきたいと思って作って見たんですが、これが2番から9番までの番号ですね、こちらが添付してある印刷物をページ数ごとにAからBまで符号をつけましてね、何ページが何にあたるかということを書いたものなんです。見られた通り、2ページ目から8ページ目まではすべて一緒であります。1ページ目だけは、二種類あるんですね、二種類というのは何かといいますと、1ページ目ですから、当然これは表紙にあたるわけなんです、これなんです、これ、この違いは何かというと字の字体が違いますよね、これね、これね、タイトルのね、それから、こちらの方には写真が2枚入っております。こちらには入っていません。これだけが1ページ目の二種類あるという、違いなのであります、これはコンピューターがあれば作れる。切り貼りをやろうと思えばやれる、そういうものだというふうに私は理解をしています。それでこの2番から9番までに関わるものは、本来、一緒のものであるというふうに断定して間違いはないというふうに、私は思うんですね、1ページ目だけは、それはコンピューターでちょっとアレンジしたかもしれないけども、それ以外是一緒である、同じ版下を使っているというふうに考えざるをえません。にもかかわらず、

印刷業者がそれぞれ違うというのが、これは大変おかしな話になってくるがですね。同じ印刷物を添付して違った領収書を付けて請求したと、これは各々の議員さんには、中々これは大変なことだというふうに思っています。いわゆる会派事務員の方が介在してですね、便宜を図るとか、何かそういうことをすればこれは可能であろうというふうに思っています。奇しくもこの9件につきましては、申請時期がですね、平成27年の1月から3月、これは年度で言いますと平成26年度の末にあたるわけでありまして、年度末にあたって、何と言いますか、一斉にこの請求をしたということは考えられるというふうに思っています。それが2番から9番までであります。

それですね・・・・・・その中にですね、請求番号の7番、請求番号の7番はですね、これはタカ企画という看板会社ですね、看板製作会社のものが含まれておりまして、この請求に関わるものは、これも前市議会議長でありました横野さんに関わるものであります。それで、このタカ企画という業者の領収書、金額にして86,400円でありますけどもこれについて本当に実際に看板会社がいわゆる市政報告書を印刷したのかどうかについては非常に重要な問題であると思っています。ちなみに、このタカ企画というのは横野さんが2013年と2015年に呉羽ハイツで市政報告会なるものを開催された。その時に懇親会も開いておられるわけですが、その2回にわたっていわゆる看板代、会場使用料、お茶菓子代という名目で2回分、合わせて43万5千いくらの政務活動費を取得しておられます。ところが、その43万5千何某が不適切であるとして、横野さんは2月22日に自民党会派に返還をしておられるのですね、実は報道を見ていますとこの時の政務活動費問題が、横野さんが議長を辞めざる得なくなった最大の要因ではなかろうかと報道からはそういうふうにかがいは知れるのではないかと思っています。従いまして今回の請求番号7番といえますのは、先ほどの全体に共通する課題とですね、もう一つは横野さんとタカ企画というコンビネーションといえますか、それについては呉羽ハイツの例もありますので、実態に即した監査をしていただきたいというふうに申し上げたいと思います。

その次に、請求番号の10番から12番です。この10番から12番につきましては、今ほどこの一覧表を、私、お見せしましたけれども、こういうものを作るまでもない、全く添付した印刷物は全く同じものであります。にもかかわらず、それぞれ単価はまちまちであります。業者も違っています。これも支出の時期が平成26年の12月から11月に集中をしているわけでありまして同じものを添付して業者が違うということはやはり前の2番から9番までの同じ指摘があたるのではないかというふうに考えるものであります。この点につきましても新聞報道ではね、これは1月、例えば、これは監査事務局にも出しておきましたけども、ここに1月31日付の北日本新聞の記事がありますけども、この中にですね、報道ですが、偽りの内容であることを知りながら領収書を作るなどして不正を手助けしました、いわゆるこれはほう助罪にあたります、そういう容疑で会派事務員の女性の方、二人が送検の中に含まれているわけですね、ですから、同じ印刷物で業者が3社違うというのは偶然そうなるというのは絶対にあり得ないのであって、ここには会派事務員の

方の介在があるのではないか、当然そういう風に思うことには根拠があるというふうに思っております。

その次に請求番号の 13 番と 14 番であります。13 番と 14 番につきましては、これは、業者はヤツオ印刷というところでありまして、印刷代ともう一つは地域の配布料、なんですね。この印刷物につきましては、先ほど今日追加で監査事務局にお出しをしました伝票がございます。270658 という支出伝票があるわけですが、これに添付してある印刷物と全く一緒です。これは誰のものかというところ谷口さんが平成 28 年に支出したことになっている伝票なんですね、これと同じものをですね、業者を違えて印刷したということになっているわけですね。従いまして、これはひとつ、これも精査をお願いいたしたいというふうに考えております。

その次に請求番号の 15 番。請求番号の 15 番はこの印刷物をご覧いただきたいわけですが、一つはですね、表紙にあたる部分、市政報告というタイトルがあってその下のところにですね、平成 27 年 9 月度定例会可決された議案というのがありますが、このレイアウトがですね、ずれているわけですね、これは普通の印刷物では考えられないので、切り貼りをしたというところが正しい大体のところではなかろうかというふうに思います。それから配布代が 24 円というふうになっていますが、前、請求番号 10 番では同じなかに印刷で配布代が 20 円というふうになっています。配布する地域が違うのかもしれませんが、その点についても調べただけならというふうに思っています。

最後に請求番号の 16 番であります。請求番号の 16 番はですね、支出伝票の日付、平成 26 年 3 月 20 日となっています。それに添付してある領収書の日付が平成 26 年 3 月 25 日になっているわけでありまして。支出伝票に添付してある領収書が支出伝票の発行している日より遅いということはちょっと考えられないことでもあります。さらに、この時に添付してある印刷物に平成 26 年 3 月定例会で可決した主な議案というのがあります、調べてみましたらこの平成 26 年 3 月度の可決した富山市の当初予算というのは 3 月 24 日に成立をしておるわけなんですね。予算が成立するより先に請求書が来るあるいは支出伝票がきられるということは、これはちょっと整合性がないのではないかとこのように思いました。

以上、簡単にですね、早口でしゃべりましたが、今年の 1 月の末に富山県警が現職の市議会議員、元議会、議員さん、事務員の方 2 人を含めて、書類送検をするという、そういうことがあって非常に市民はびっくりしました。私もその一人であります。このことは富山市議会における政務活動費の不正事件、それが未だに収束はしていない、膿を出し切っていないということが明らかになったと思います。現在、議会においては透明で開かれた議会を実現するために改革が進められているところではありますが、過去における不正疑惑の多くが解明されたとは言えない状況であることは明らかではないでしょうか。市議会の信用は再び大きく失墜させられた。私はそのように思います。まことに残念であります。市民の負託に答えて市政に携わる議員は、その職務において市民からいささかの疑問も持たれてはなりません。特に税金の扱いについては公私混同なく、透明であることが求

められるのは当然だと思います。市民の会は市議会が違法不当とは無縁な財政支出を行なうことによって市民の信頼を取り戻すことを願いまして、このたび住民監査請求を行ったものであります。監査委員におかれましては、疑いのない事実に基づいた厳正な監査を実施していただきますようお願いする次第であります。以上で、私の陳述を終わらせていただきます。

別紙3 関係職員の陳述（議会事務局）

議会事務局の浦野です。よろしくお願いします。

それでは、政務活動費の措置要求に係る富山市としての陳述を行います。

まず、政務活動費に係る事務処理につきましては、法令、条例規則、運用指針に従いまして会派側及び市側、それぞれにおいて必要となる審査を実施しております。地方議会の議員は日常的な調査研究活動が期待されており、その調査研究活動の対象は広範囲におよび、また調査方法も多様となっております。

こうした活動に係る費用についてどれが政務活動費として適正な支出であるか否かの判断につきましては、基本的には会派やそこに属する議員の自主性、自立性が尊重され、その判断に委ねられるものとされているところであります。

こうしたことから政務活動費の執行にあたりましては、まずは各会派及び議員において個々の支出について運用指針に従い、政務活動費を充当することの適否について会派としての判断等を行うものであり、その判断を元として市では金額の確認や添付書類等の確認を行っております。

本件政務活動費の支出につきましては、こうした審査手続きを踏まえて行われており、市としては妥当であったと考えているところですが、個別の市側の判断等につきましては、こののち、監査における書面提出などにおいてご提示してまいりたいと考えております。市側の陳述は以上であります。

別紙 4

○富山市議会政務活動費の交付に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日

富山市条例第 6 号

改正 平成 20 年 3 月 26 日 富山市条例第 51 号

平成 20 年 9 月 30 日 富山市条例第 66 号

平成 24 年 12 月 21 日 富山市条例第 81 号

平成 28 年 12 月 20 日 富山市条例第 79 号

平成 29 年 3 月 24 日 富山市条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、富山市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 政務活動費は、富山市議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し、交付する。

(交付の額及び方法)

第 3 条 政務活動費の額は、1 月につき、各月の 1 日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数に 150,000 円を乗じて得た額とする。

2 政務活動費は、各 4 半期の最初の月に、当該 4 半期に属する月数分（当該 4 半期中途において議員の任期が満了する場合は、当該任期が満了する日の属する月までの月数分）を交付する。

3 4 半期中途において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は、第1項に規定する所属議員には含まないものとする。

5 政務活動費は、交付月の20日（その日が休日（富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条に規定する市の休日をいう。）に当たるときは、その翌日）に交付する。

（交付の申請等）

第4条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、市長に対し、政務活動費の交付の申請をしなければならない。

2 会派の代表者は、政務活動費の額に変更が生ずる異動があったときは、市長に対し、政務活動費の変更の交付の申請をしなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、会派を解散した旨を届け出なければならない。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条第1項又は第2項の申請があったときは、政務活動費の交付又は変更の交付を決定し、当該会派の代表者に通知するものとする。

（交付の請求）

第6条 会派の代表者は、政務活動費の交付を受ける日の10日前までに、市長に対し、政務活動費の交付を請求するものとする。

（所属議員数の異動に伴う措置）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派が4半期の中途において所属議員数に異動が生じた場合は、当該会派は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付を受けた政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額に満たないときは当該満たない額の政務活動費の交付を追加して受けるものとし、既に交付を受けた政務活動費の額が異動後

の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を超えるときは当該超える額の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第8条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書の提出等)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、当該会派を解散した日の翌日から起算して30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

4 前3項の規定により収支報告書を提出する場合には、支出に係る会計帳簿及び領収書等の証拠書類を添えなければならない。

(政務活動費の返還)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残額がある場合は、速やかに、当該残額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第 1 1 条 第 9 条の規定により提出された収支報告書及び支出に係る領収書等の証拠書類（以下「収支報告書等」という。）は、議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、富山市情報公開条例（平成 1 7 年富山市条例第 3 0 号）第 7 条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除き、収支報告書等を閲覧に供するものとする。

4 前 2 項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

（透明性の確保）

第 1 2 条 第 9 条の規定により提出された収支報告書等は、議長において、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第 1 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 2 6 日富山市条例第 5 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富山市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 0 年 9 月 3 0 日富山市条例第 6 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 21 日 富山市条例第 81 号）

（施行期日）

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に改正前の富山市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 12 月 20 日 富山市条例第 79 号）

この条例中第 1 条の規定は平成 29 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日 富山市条例第 30 号）

（施行期日）

1 この条例は、次の一般選挙により選挙された議員の任期の起算日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別表（第 8 条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報広聴費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要

	する経費並びに会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	会派が行う活動に伴う事務遂行に要する経費

別紙 5

○富山市議会政務活動費の交付に関する規則

平成 17 年 4 月 1 日

富山市規則第 2 号

改正 平成 25 年 2 月 28 日富山市規則第 3 号

平成 29 年 3 月 29 日富山市規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年富山市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の結成の届出等)

第 2 条 議員が会派を結成したときは、当該会派の代表者は、速やかに、会派結成届（様式第 1 号）を市長に届け出なければならない。

2 会派の代表者は、前項の会派結成届の内容に異動が生じたときは、速やかに、会派異動届（様式第 2 号）を市長に届け出なければならない。

(交付の申請等)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による申請は、政務活動費交付（変更交付）申請書（様式第 3 号）により行うものとする。

2 条例第 4 条第 3 項の規定による届出は、会派解散届（様式第 4 号）により行うものとする。

3 条例第 5 条の規定による通知は、政務活動費交付（変更交付）決定通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

4 条例第 6 条の規定による請求は、政務活動費交付請求書（様式第 6 号）により行うものとする。

(収支報告書)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書（様式第 7 号）によるものとする。

2 議長は、条例第9条の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(経理責任者)

第5条 会派は、交付を受けた政務活動費の経理を明確にするため、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(会計帳簿等の整理及び保存)

第6条 前条に規定する経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類の写しを、当該政務活動費に係る収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(細則)

第7条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日富山市規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに改正前の富山市議会政務調査費の交付に関する規則の規定に基づき提出された会派結成届、会派異動届、政務調査費交付(変更交付)申請書、会派解散届、政務調査費交付(変更交付)決定通知書、政務調査費交付請求書又は政務調査費収支報告書は、それぞれ改正後の富山市議会政務活動費の交付に関する規則の規定に基づき提出された会派結成届、会派異動届、政務活動費交付(変更交付)申請書、会派解散届、政務活動費交付(変更交付)決定通知書、政務活動費交付請求書又は政務活動費収支報告書とみなす。

附 則 (平成29年3月29日富山市規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、次の一般選挙により選挙された議員の任期の起算日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富山市議会政務活動費の交付に関する規則様式第7号は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別紙 6

富山市議会

政務活動費を充てることができる経費に関する運用指針について

平成 17 年 6 月
改正 平成 20 年 3 月
改正 平成 25 年 2 月
改正 平成 27 年 6 月

1 根拠法令

政務活動費は、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項まで及び富山市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、富山市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、議会における『会派』に対して交付されるものである。

また、政務活動費を充てることができる経費は、条例第 8 条にその範囲を規定しており、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付すると規定されている。

2 基本的な考え方

(1) 会派交付の原則

政務活動費は、会派が行う政務活動に対して交付しているものであり、会派において実施する政務活動を具体的に決定し、必要な経費に支出する。

(2) 実費弁償の原則

政務活動に要する費用については、社会通念上妥当な範囲での実費を弁償する。

(3) 領収書添付の原則

領収書については、すべての支出に添付する。

3 政務活動費を充てることができる経費

(1) 調査研究費

会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費（資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等）

(2) 研修費

会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費

（講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）

- (3) 広報費
会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
(広報誌・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)
- (4) 広聴費
会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
(資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)
- (5) 要請・陳情活動費
会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
(資料印刷費、文書通信費、交通費、参加費等)
- (6) 会議費
会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
(会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
- (7) 資料作成費
会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
(印刷製本費、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
- (8) 資料購入費
会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
(書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)
- (9) 人件費
会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
(給料、手当、賃金等)
- (10) 事務費
会派が行う活動に伴う事務遂行に要する経費
(備品、文書通信費、事務機器購入、リース代、通信費等)

4 経費に関する運用指針

(1) 調査研究費

◎会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費 ※1

- ・会議資料、開催案内等の参考資料を添付する。
- ・支払い明細が識別できるものを添付する。
- ・完成品を添付する。
- ・使用枚数等を明確にする。

②講師謝金 ※2

- ・謝金は社会通念上妥当と思われる金額とし講師から受領書をもらう。
(市が行う講演会や各種学級などの講師謝金を参考とする。)
- ・講師の交通費、宿泊費は実費支給とし、市の旅費基準を参考とする。

③会議等における食糧費 ※3

- ・実費(たとえば湯茶、お菓子)
- ・政務活動と一体性があることが必要である。なお、公職選挙法に抵触しないこととし、経費は社会通念上妥当な範囲であることが必要である。

④交通費、旅費、宿泊費 ※4

・政務活動に要する費用については、社会通念上妥当な範囲で実費弁償を基本とする。なお、公務出張との均衡を図るため、市の旅費基準などを参考とすべきものである。

- ・宿泊費については、実費とする。

ただし、国内の場合は14,800円を上限とする。(市の旅費を基準)

- ・政務活動の内容が記載された活動報告書を添付する。
- ・JR、私鉄、バス、地下鉄は実費とし、旅行代理店を通じて手配した場合などは、その領収書を添付する。ただし、領収書の徴収が困難な場合は支払い証明書を添付する。

- ・タクシー代は、実費とし領収書を添付する。(原則、県外に限る。)
- ・飛行機を利用する場合は、国内外を問わずエコノミー料金とする。
- ・自家用車を使用した場合

交通費などの実費の把握が困難な場合は、一定の基準として1kmのガソリン代として37円とする。(政務活動に要した経費に限る。)

- ・高速道路料金・駐車場料金は実費とし領収書を添付する。
- ・国外の先進地調査又は現地調査については、会派の政務活動として実施するものとし、経費は社会通念上妥当な範囲であることが必要である。手続上、会派代表者の承認を得るとともに、帰国後1か月以内に報告書を作成し添付する。

※ 特に観光は注意が必要。美術館などの見学も日程的にかなりの所要時間がかかるものは不適當となる。

⑤日当(旅行中の諸雑費の支払いに充てる経費) ※5

- ・県外への日当は1日当たり3,000円とする。(県内の日当は支出しない)
- ・費用弁償が発生している場合は支出できない。
- ・国外への日当は支給しない。

⑥調査委託費

- ・調査委託の依頼及び報告等に関する参考資料を添付する。

(2) 研修費

◎会派が行う研修会の開催に必要な経費

◎団体等が開催する研修会・講演会の参加に要する経費

①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費 (※1に同じ)

②講師謝金 (※2に同じ)

③会議等における食糧費 (※3に同じ)

④交通費、旅費、宿泊費 (※4に同じ)

⑤日当 (※5に同じ)

⑥研修会、講演会の参加費等

・領収書とともに研修会や講演会等の具体的な研修内容がわかる開催案内、研修資料、報告書など参考資料を添付する。

(3) 広報費

◎会派が行う活動、市政について市民に報告するために要する経費

①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費、翻訳料

・各議員が発行する広報費(市政報告書)の経費(印刷費、コピー代、送料等)は、
1/2を上限とする。

・作成した広報誌又は報告書の成果品を添付する。

(その他※1に同じ)

②会議等における食糧費 (※3に同じ)

③交通費 (※4に同じ)

④アルバイト賃金(パソコン入力等事務補助)

・広報誌発行等に要するアルバイト賃金。

・住所氏名が記載された領収書があり、その賃金の1/2を上限とする。

【不適切な支出】

・配偶者や家族へのアルバイト賃金は、支出しない。

(4) 広聴費

◎会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費、翻訳料 (※1に同じ)

②会議等における食糧費 (※3に同じ)

③交通費 (※4に同じ)

(5) 要請・陳情活動費

◎会派が行う要請、陳情活動を行うために必要な経費

- ①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費 (※1に同じ)
- ②交通費、旅費、宿泊費 (※4に同じ)
- ③日当 (※5に同じ)

(6) 会議費

◎会派が行う各種会議に要する経費

◎会派として参加する団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費

- ①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費 (※1に同じ)
- ②会議等における食糧費 (※3に同じ)
- ③交通費、旅費、宿泊費 (※4に同じ)
- ④日当 (※5に同じ)
- ⑤会議、意見交換会等の出席者負担金・出席者会費
 - ・領収書とともに会議の具体的な内容等がわかる開催案内、会議資料、報告書など参考資料を添付する。
 - ・会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであることが必要である。
 - ・議員連盟、各種団体の参加会費は、活動内容や実態が政務活動に適うものであるかどうかを基準とし、領収書とともに具体的な協議事項、懇談内容を記入した報告書を添付する。
 - ・懇談会等への出席に要する会費
 - 他団体が主催する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、会費が定額で社会通念上妥当な範囲のものであることが必要である。
 - ・意見交換会を目的とした会議に付随した懇談会等に出席する場合の会費は5,000円を上限とする。

【不適切な支出】

- ・飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会等）の会費や、議員間の懇談会への支出。
- ・団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合のその団体に納める年会費。
- ・個人の議員活動で加入している団体などに納める年会費。

(7) 資料作成費

◎会派が行う政務活動に必要な資料の作成に要する経費

- ①印刷製本費、通信費、消耗品費、翻訳料
 - ・完成品を添付する。
 - ・使用枚数等を明確にする。

②事務機器購入、リース代等

- ・事務機器の購入、リースについては、政務活動に対する有用性が高く、直接必要であると認められること、価格についても社会通念上妥当なことが必要である。

【不適切な支出】

- ・名刺の印刷費（個人的な議員活動もあり、会派の政務活動との識別ができない）

(8)資料購入費

◎会派が行う政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

①書籍等購入代

- ・領収書を添付し、書籍名等を明確にする。

②新聞購読料

- ・会派控室での購読料。
- ・自宅での新聞購読料は2誌目のみとする。

③データベース利用料

- ・データベースの利用については、政務活動に直接必要であると認められることが必要である。

【不適切な支出】

- ・漫画、スポーツ新聞など、政務活動に適さない図書等。

(9)人件費

◎会派が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費

- ・領収書（受領書）に署名押印を必要とする。

(10)事務費

◎会派が行う政務活動に伴う事務遂行に要する経費

- ・事務所は会派の議員控室であることから、議員控室の事務的経費等を対象とする。
- ・上記の区分(1)から(9)までの複数の項目に該当する事務的経費又は政務活動全般に要する事務的経費。
- ・社会通念上妥当な範囲であること。

①備品・事務機器・消耗品の購入

- ・備品・消耗品の購入については、政務活動に対する有用性が高く、直接必要であると認められること、価格についても社会通念上妥当なことが必要である。
- ・パソコン等（タブレット端末機を含む。）の事務機器については、会派の政務活動用に購入するものとする。

※会派が消滅した場合の備品については、議会事務局が保管することとなる。

- ・10,000円以上の備品は備品台帳に記載する。
- ・パソコン等（タブレット端末機を含む。）の事務機器は、会派の所有とする。（貸し出しは一人1台を限度とするが、タブレット端末機についてはパソコンと併用を可とする。）
- ・タブレット端末機については、経費の1/2とする。

②リース代・通信費等

- ・自宅におけるインターネット使用料、タブレット端末機に係る通信費、コピー機使用料、固定電話使用料及び携帯電話使用料等は、それぞれの経費の1/4とし、これらの合計額が10,000円を上限とする。

【不適切な支出】

- ・議員の私的な活動に使用するのは不適當である。

5 政務活動費からの支出が不適當な経費

私的な経費、政党活動、選挙活動、後援会活動及び交際費的な経費は不適當となる。

(参考事例)

(1) 政党活動経費

- ・党大会の出席に要する経費及び党大会賛助金に要する経費
- ・政党の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む）など

(2) 選挙活動経費

- ・選挙運動及び選挙活動に要する経費
- ・国政、県議会議員選挙などでの各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成等に要する経費など

(3) 後援会活動経費

- ・後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・後援会事務所の設置及び維持に要する経費(人件費を含む)など

(4) 私的経費

- ・香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- ・見舞い、餞別、中元、歳暮、電報、年賀状の購入・印刷等の儀礼に要する経費
- ・檀家総代会、報恩講等の宗教活動に要する経費
- ・観光、レクリエーション等の私的な旅行等に要する経費
- ・各種団体の新年会等の親睦会又は飲食を目的とした会合の参加に要する経費
- ・町内会費、公民館費等個人の立場で加入している会費等に要する経費

6 四半期毎の確認

・収支報告書は、会派の代表者が翌年の4月30日までに一年間分を議長に提出することになっているが、経理責任者は、政務活動費の透明性の確保・向上のため、政務活動費の交付(四半期毎)に併せて、7月末、10月末、1月末に会計帳簿と領収書などの証拠書類の整理点検を行う。